

練馬区地域福祉計画推進委員会 第3期第1回権利擁護部会

- 1 日 時 令和5年8月29日(火)午後2時00分～3時30分
- 2 場 所 練馬区役所19階 1905会議室
- 3 出席者
【委員】
飯村部会員、上山部会員、石川部会員、柿島部会員、横井部会員、酒井部会員、
佐藤部会員(以上7名)
【区出席者】
福祉部管理課長、高齢者支援課長、障害者施策推進課長、地域福祉係長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
 - (1) 開会
 - (2) 部会員自己紹介
 - (3) 部会長および副部会長選出
 - (4) 練馬区地域福祉計画推進委員会について
 - (5) 地域福祉計画取組状況報告について
 - (6) 次期地域福祉計画の策定について
 - (7) 地域福祉計画推進委員会 権利擁護部会スケジュール
 - (8) その他
 - (9) 閉会

事務局 これより練馬区地域福祉計画推進委員会 第3期第1回権利擁護部会を開催いたします。今回は第1回目ですので、部会長選出まで事務局の方で進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。はじめに、福祉部管理課長の北沢より、ご挨拶を申し上げます。

管理課長 本日はお忙しい中、練馬区地域福祉計画推進委員会の権利擁護部会にお集まりいただき真にありがとうございます。また、日頃より、練馬区の福祉行政にご理解を承りまして、重ねて御礼申し上げます。本日から、第3期の権利擁護部会がスタートいたします。この権利擁護部会は、練馬区の地域福祉計画推進委員会設置要綱に基づいて設置しており、権利擁護が必要な方への支援体制の整備、充実を目的として実施していくものでございます。

現行の練馬区地域福祉計画も、令和2年3月に策定して3年が経過し、令和7年度からは新たな計画が始まります。成年後見制度だけでなく、支援を必要とする方への総合的な権利擁護支援策について、それぞれのお立場から率直なご意見をいただいて、誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な取組みを計画に盛り込んでいきたいと考えています。皆様の闊達なご意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 次に、部会員の方の出席状況についてご報告いたします。現在、7名の方に出席いただいております。また、本日の会議は公開となっております。現在、傍聴の方はいらっしゃいません。会議の議事録は、区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、部会員の皆様にメール等でお送りいたしますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、会議の次第に従って進めさせていただきます。

まず、次第1 部会員の自己紹介です。

(部会員自己紹介)

事務局 つぎに、次第2 部会長および副部会長の選出をお願いいたします。事務局といたしましては、前期に引き続き、学識経験者の部会員に部会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(拍手)

事務局 ありがとうございます。続いて、副部会長の選出ですが、事務局といたしましては、三士会を代表して前期に引き続いてお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(拍手)

事務局 ありがとうございます。それでは、正副部会長が決定されましたので、部会長、副部会長は席にお移りください。

それでは、部会長、副部会長から、あらためてご挨拶をいただければと思います。

(部会長、副部会長ご挨拶)

事務局 では、ここからの進行は部会長をお願いいたします。

部会長 次第に沿いまして、まず、次第3 練馬区地域福祉計画推進委員会について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料2 練馬区地域福祉計画推進委員会についてご説明させていただきます。こちらは前期の中でご説明を差し上げておりますので、改めてのご説明になります。

まず、1 推進委員会は、親会と呼んでいる会になります。計画の策定および進捗管理を行うために地域福祉計画推進委員会を設置しています。推進委員会では、取組みの推進状況の確認、課題の検証等を行っております。計画の策定時には、計画内容について検討し、その結果について区長に提言を行います。専門的事項を検討するため、福祉のまちづくり部会、権利擁護部会を設置しております。今回の任期は、令和7年3月までの2年間となります。

つぎに、2 部会についてです。福祉のまちづくり部会につきましては、福祉のまちづくりの推進に関する事項、成年後見制度の利用促進については権利擁護部会で担当してまいります。部会で協議した結果は、親会の方に報告いたします。下の表が所掌事項になります。施策1、2が親会、施策3、4が福祉まちづくり部会で、こちらの権利擁護部会は施策5の部分の検討を担当してまいります。資料2についての説明は以上です。

部会長 ありがとうございました。資料2について確認事項やご質問はありますでしょ

うか。

(なし)

部会長 続いて、地域福祉計画の取組状況報告を事務局からお願いします。

事務局 それでは、資料3をご覧ください。こちらが、取組状況報告の施策5の部分を取扱ったものになります。前回の部会では、年度途中の状況を報告させていただきました。今回は、令和4年度の年間の実績と、令和5年度、6年度の方向性についての報告です。

まず、事業番号50「制度利用促進の中核となる機関の設置」について、中核機関の設置になります。取組みは、中核機関の運営、利用促進協議会の開催になります。利用促進協議会は5回開催しています。中核機関の業務の内容としまして、相談対応や周知・普及などの業務がありますが、令和4年度は成年後見に関する相談が2,482件となっております。本日、追加でお配りしました資料で、令和2年度からの相談件数の推移、それから、認知症高齢者等の状況別の数値を表にまとめております。カッコ内の数値は年度内全体を占める割合になっており、認知症高齢者が約6割という状況です。件数が年々増加してきている理由としましては、練馬区社会福祉協議会からの報告では、検討支援会議などで検討された困難ケースの相談や候補者受任のマッチング、関係機関との調整など、中核機関への相談が増加してきているということを伺っております。こちらは、令和5年度、6年度以降の方向性としては、継続となっております。

続いて、事業番号51「地域で連携して支えるネットワークの構築」について、ねりま地域ネットワーク会議、検討支援会議を開催しております。ねりま成年後見ネットワーク連絡会は、4年度は2回開催しております。こちらは、専門職や地域包括支援センター、行政などが参加して、中核機関の取組み、練馬区の状況など、情報共有、情報交換する会議となっております。また、検討支援会議も年間12回開催をしております。検討の内容としましては、支援拒否がある人への対応、住宅問題や虐待問題など、困難事例についての情報を共有して今後の支援策について意見交換を行う場となっております。こちらも引き続き継続して実施していきます。

事業番号52「成年後見制度の周知・啓発」については、区報やホームページなどで、周知を行っております。また、関係職員向け勉強会や区民向けの講演会を合計24回実施しています。また、市民後見人の養成研修の一部を、区民や民生・児童委員、地域包括支援センターに公開しており、年間で376名の受講があったとの報告があります。こちらも継続して実施していきます。

つぎに、事業番号53「社協等による法人後見の実施」について、法人後見は令和2年度から開始しており、受任件数は累計で4件となっております。令和4年度には、新たに2件受任したとの報告があります。また、後見業務が円滑に行えるように、法人後見業務のマニュアルの改訂などを行ったということです。また、NPO法人との懇談会を2回開催しております。こちらは、法人の状況や課題などを共有する会となっております。こちら、引き続き継続という方向性になっております。

続いて、事業番号54「市民後見人の養成と支援」について、市民後見人養成研修は、累計で修了者が81人、受任件数は29件となっております。また、市民後見人リーフレットなどを作成して関係機関に配布しております。市民後見人については、安心して後見業務を行えるように、社協が法人として後見監督人を受任しています。市民後見人養成研修を修

了した方については、地域福祉権利擁護事業の生活支援員として活動いただきますが、生活支援員の方とは定期面談やオンラインによる定例会の開催などをして支援を行っています。こちらも、方向性は継続です。

続いて、事業番号55「親族後見人等の支援」について、成年後見制度に関する最新情報を提供する「ねりま後見人ネットだより」を年2回、練馬区社会福祉協議会で発行しております。また、親族後見人へ個別相談支援を行っております。後見業務で生じる不安や悩みなどの相談支援や親族から専門職への引継ぎについての相談にも対応しているところです。

続いて、事業番号56「地域福祉権利擁護事業等の実施」についてです。利用者は、4年度末で163人、財産保全・手続き代行サービスは30人となっています。契約前から訪問して契約に至らないケースや1年未満で解約になるケース、また、複合的な課題に対応するために生活支援員ではなく社協の職員が訪問するケースが増加しているということです。解約の場合も、関係機関と連携して適切な制度につないでいるということです。方向性としては、地域包括支援センターや福祉事務所など関係機関と連携強化等、また、周知・普及に取り組んでいくこととしています。

事業番号57「生前の安否確認と死後の費用補償」については、高齢者在宅生活あんしん事業登録者数が2,221人、また、はつらつライフ手帳を活用した生前準備の啓発の実施、終活に関する相談支援体制の検討となっております。課題としては、終末期の死後の手続等、不安を抱える高齢者が安心して過ごせるための支援が必要ということで、終活に関する相談支援体制を検討しているという方向性です。

つぎに、その他の取組の項目になります。

事業番号58「成年後見制度に関する講演会・勉強会」について、令和4年度は25件実施をしております。こちらも、方向性は継続となります。

事業番号59「専門相談・法律相談」について、令和4年度、弁護士・司法書士による無料相談会が43件で、毎月1回の専門相談は、年間12回開催し、34件となっております。こちらの相談の内容としましては、遺言や相続、死後事務の相談が増加傾向にあり、また、法定後見と任意後見をセットで相談するケースが多く、任意後見への関心が高くなっていることが伺えます。

事業番号60「報酬助成」について、令和4年度は75件の助成をしております。こちらも引き続き継続していきます。

取組状況報告としては以上になりますが、前回の部会で、送付先の登録についてご意見をいただきました。そちらの進捗についてご報告いたします。

現在は、区の部署ごとに被後見人の送付先を登録、変更など届出が必要になっているものを、後見人の方が窓口を移動することなく手続ができるよう、ワンストップで受付できる仕組みを考えているところです。実際にワンストップ方式を取り入れております豊島区から話を伺いまして、現在、区でも受付方法を検討しています。申請の方法については、オンラインや紙媒体での受付が可能となるようにし、運用するに当たっての課題など、各部署と調整を行っているところです。後見業務を行っている後見人の皆様にお手数をおかけし、お待たせしているところなのですが、運用開始の際は、あらためてお知らせさせていただきます。

資料4の取組状況報告については以上です。

部会長 ありがとうございます。委員の皆様から何かご質問やご意見はありますでしょうか。

副部会長 相談件数は、本当に高齢者の方が爆発的に増えている状態だと思います。担っている社協の皆さんが頑張ってくれているものだと思いますが、これに比して、知的障害の方というのが少なくなり始めているというような印象を受けるのですが、区としては、この知的障害の方に関する後見制度の利用促進についてお考えはありますでしょうか。

障害者施策推進課長 知的障害に関してご相談を受け付ける場としては、社協さんはもちろん、障害者では障害者地域生活支援センターが区内に4か所ございます。障害分野であれば広く相談を受け付け、必要に応じて事業のご案内などを行っているかと思いますが、成年後見制度に特化して、というところではないと認識しています。

副部会長 私は知的障害の方の後見人も受任していますが、高齢になってくる親御さんが、自分も見えてくれないかというパターンが結構あります。これは、制度自体の誤解が知的障害の方々にあるのではないかという思いがありまして、それを後押しする何かがあれば良いと考えておりますので、今後ご検討いただければと思います。

部会員 どうしてもぎりぎりまで自分が頑張ろうという親御さんが多くいらっしゃいます。また、最も不安に思われるのは、成年後見制度は一度始めたら辞められない、申立てを始めたら引き返せないということで、そこで利用をためらってしまうところがあります。

部会員 社会福祉協議会でも主に知的障害の方の通所施設を2か所運営していますが、利用者の平均年齢が上がってくるにつれて、親御さんの平均年齢も上がってきています。先ほどもご意見があったように、ずっと面倒を見なくてはいけないと思っていられる親御さんが多くいます。現場の職員の感覚ですと、日々のやり取りの中で親御さんの認知が進んできていると感じることがあり、何かできないかというお話もあります。私たちとしては、組織内に権利擁護センターがあるので、成年後見制度の説明をしていながら、ご本人だけではなくて親御さんの支援も含めてできることはないかを考えているところです。

部会長 ありがとうございます。いろいろな個別状況もありますが、親亡き後の問題というのは制度発足時から、なかなか前に進みにくい状態にあるということで、どのような方法が良いのかということ現場から一緒に考えていくことが必要かと思っています。

また、資料に記載の「事業の方向性」と「評価」の指標が分かりにくいということで事務局の方で改善して分かりやすいようにしていただきましたが、新しくするときには、もう少し違うものにした方が良いのではないかと思いますので、ご検討をお願いいたします。

また、事業番号57の方向性について、この項目だけが「充実」となっていますが、取組みの内容は今年度と同じようなことが記入されているかと思います。この充実の内容をもう少しご説明いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

管理課長 終活に係る相談支援体制の検討とさせていただいていますが、方向性としては、こちらは充実が必要だろうと思います。終活事業はすでに郵便局や民間事業者で実施しています。社協さんも、相談の中では実質、終活に係る相談を受けていらっしゃいます。そのような状況を総合的に考えながら、相談できる窓口の「充実」というのを目指してい

きたいと考えており、どのように進めていくかを検討しているところです。

部会長 わかりました。これから項目として増やしていく可能性があるということですね。

管理課長 そのとおりです。

高齢者支援課長 1点補足いたします。終活に関連して、終活をテーマに活動されている地域のNPOの方々がいらっしゃいます。その中で、終活をテーマにしたイベントを毎年行っているところがあり、今年度も実施予定だということを伺っていますので、区としてそのような活動を支援していきたいと考えています。

部会長 ありがとうございます。事業番号59で、任意後見への関心が非常に高まっているということもありますので、連動した取組みが可能であればご検討いただけたら良いかと思いました。引き続きよろしく願いいたします。

中核機関の方で、何か補足する事項や課題などは何かありますでしょうか。

部会員 中核機関の役割の中で、検討支援会議を西地区と東地区に分けて隔月で開催しています。地域包括支援センター、保健相談所や地域生活支援センター等からケースを挙げていただいて支援内容を検討したり意見交換したりする場合は非常に大事だと思っております。毎月開催することで、それぞれの機関の役割がわかってきて、弁護士や司法書士等専門職への相談はハードルが高いイメージがある中で検討支援会議の場で気軽に相談でき、ご意見等をもらえるというのは非常に有意義だと思っております。困ったときにはこの会議を活用していただけたらありがたいと思います。

部会長 ありがとうございます。

では、つぎに、次期地域福祉計画の策定ということで、資料4について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料4-1 次期地域福祉計画の策定について、資料をご覧ください。前回の部会でも説明を差し上げた内容になりますので、あらためての説明です。

左側の次期福祉計画については、令和7年度からの5年間を計画期間として予定しております。計画に盛り込む内容は以下のとおりです。

1点目、福祉サービスを利用しやすい環境をつくるため、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業実施計画を盛り込みます。資料右側の「重層的支援体制整備事業について」ですが、国は、令和2年度に社会福祉法を改正し、アウトリーチ支援や参加支援など、5つの事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設しました。区では、ひきこもりや8050問題など複合的な課題を抱える世帯に対して支援を行ってききましたが、支援につながらない世帯に対して、区民や地域団体との協働による早期発見、居場所づくりが必要であるという課題があります。今後の取組みとしては、令和5年度からアウトリーチ型の支援や社会参加に向けた居場所支援などの重層的支援体制整備事業を開始しております。

2点目、犯罪をした者の社会復帰を支援し安全安心に暮らせる地域社会を構築するため、再犯防止推進計画を包含します。資料右側の「再犯防止の推進について」です。刑法犯の検挙件数は、年々減少しておりますが、検挙者に占める再犯者の割合が約半数という状況です。犯罪をした者が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、出所者に対する支援策を進めていくという必要があります。計画の体系としては、再犯防止推進の目的と、地域福祉計画の目的が合致することから、地域福祉計画に包含した形

で策定をしております。

3点目が福祉のまちづくり計画、4点目が成年後見制度利用促進計画になります。この二つの計画は、引き続き包含して策定しております。

続いて、資料4-2をご覧ください。次期地域福祉計画策定にあたって、アンケート調査を実施いたします。

調査対象は、1つ目が区民ニーズ調査です。こちらは無作為抽出した区内在住の満18歳以上の男女3,000人になります。

2つ目が、地域福祉関係団体調査です。こちらは、町会・自治会や老人クラブなど、団体の代表の方に回答をいただく調査になります。

3点目が、地域福祉関係者調査です。こちらは、民生・児童委員や福祉のまちづくりサポーター、それから計画推進委員の部会員の皆様にも回答をお願いする調査になります。

調査方法については、調査票は郵送送付、回収は郵送およびインターネットになります。周知については、区報および区のホームページで行います。

今後の予定としては、調査票の検討を行った後、10月中旬頃に調査票を発送しまして、11月中旬が回答の締切り、回収となります。3月の部会で結果報告を予定しています。

続いて、資料4-3 アンケート調査の項目の内容についてです。左側が区民ニーズ調査、真ん中が関係団体調査、右側が関係者調査となっております。

区民ニーズ調査については、問7からは、近所付き合いや地域の暮らしについて、近所同士のつながりやつながりの度合いなどを確認いたします。

問9からは、区民同士の支え合い、地域の活動について、手助けしてほしいことや手助けできることなど、ボランティア活動に対する取組状況などを調査します。

問15からは、暮らしのことについて、どこに相談すればいいかわからないといった困りごとの部分や内容を確認していきます。

問17からは、地域福祉活動についてです。複合的な課題を抱えながら支援が行き届かない世帯への進めるべき取組みなどについて把握をする調査になります。

問21からは、災害対策についてです。災害に備えてどのような取組みをしているか、どのような要支援者対策が必要かを把握する設問となっております。

問26からは、福祉のまちづくりについてです。ハード面の整備やソフト面について伺って施策4の推進につなげるものになります。

問31からは、権利擁護支援についてです。将来への不安や亡くなった後のことでの不安など、不安を取り崩すための支援策の検討の材料とします。また、成年後見制度の認知度、制度利用希望の度合い、また、権利擁護センターの認知度などを調査しまして、今後の施策の検討の材料とします。

問39からは、更生を支援するまちづくりということで、再犯防止に関する設問です。「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」の認知度、また、犯罪をした人が社会復帰するために重要な支援などをお聞きします。

続いて、関係団体調査についてです。こちらは、団体の代表者の方への調査になります。

問6では、活動を通してよく聞く困りごとなどを伺い、経営者から見た地域の状況などを把握します。

問7からは、地域福祉に関する質問で、地域で活動する区民を支援するために進めるべ

き区の実践などを伺います。

問12からは、福祉のまちづくりについてです。前回の調査と同じ質問を行いまして、5年間の進捗を確認するような設問になっています。

問19からは、権利擁護支援についての質問になります。活動の中で多いと感じる困りごとや権利擁護センターへの期待などを伺います。

再犯防止については問23、24になります。必要な支援と区がやるべきことを伺う設問になっています。

続いて、関係者調査についてです。こちらは部会員の皆様にもお答えいただく調査になります。資料4-6が、実際の調査票案です。インターネットでの回答については、URLか二次元コードからとなります。郵送による回答ですと、返信用封筒を同封しますので、そちらに入れて投函いただくようになります。調査票は10月中旬頃発送し、11月中旬頃締め切となっております。

2では、地域活動について課題を感じることを伺います。挨拶をしない人が多い、近所との交流が少ないなど、あてはまるものに丸をしていただきます。

問6では、「次のような世帯を見たり、聞いたりしたことがありますか」という質問で、大量のごみが自宅や周辺に放置されている世帯、ひきこもり、8050問題に関する設問があります。続いて、問7で、問6の世帯を支援したことがある方に対して、支援している中での困りごとをお聞きしています。

4ページでは、何らかの助けが必要と思われる世帯を発見したときの対応状況を伺います。

問9では、ひきこもりに関する相談や情報提供を受けたことがあるか、また、それについて問9-1で具体的な相談内容をお聞きします。

問11は、地域福祉に関する質問で、区の福祉サービスを充実していくために重要と考える取組みは何か、問12では、協力したい・連携したい団体組織はあるかをお聞きしています。

福祉のまちづくりについては、5ページの下側からになります。区内のバリアフリーのことや施設について、どのような考えがあるかを伺います。自分自身に該当するところを選択いただければと思います。

問21では、ソフト面に関する福祉のまちづくりを推進するための取組みをお聞きしています。

10ページからは、5 権利擁護支援についての設問となっております。

問22では、活動の中でどのような困りごとや相談が多いと感じるかということで、入院・施設への入所や日常的なお金の管理など、こういった相談などが多いか、3つまで丸をつけていただくということになります。

問23では、権利擁護についてどのような施策が必要と感じるかについて、元気なうちから利用できるサービスや終活に関する支援などを設問としています。

11ページでは、権利擁護センターにどのような期待をするかを伺います。

問25では、権利擁護支援に関するところを自由記述いただくようになっています。

6 再犯防止については、12ページでは、罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要な支援は何かをお聞きしています。

問27では、練馬区がすべきことは何かということをお聞きしています。

このような調査をさせていただいて、現状を把握し、支援策の検討をする際の参考にしていきたいと考えております。説明は以上です。

部会長 ありがとうございます。地域福計画の方ですが、年々盛り込まなければならない事項が増えていて、今期は重層的支援体制整備事業計画と再犯防止が加わるということが大きな変更点とのこと。そして、区民の方へのニーズ調査というのは大変貴重な機会でもありますので、皆様の方から何かご質問やご意見はありますでしょうか。

部会員 権利擁護支援の中で、どの調査項目にも「あなたは権利擁護センターにどのようなことを期待しますか」という項目があり、その中で「身寄りのない方への入院・入所から終末期までの一貫したサポート」や「終活についての相談窓口」など現在権利擁護センターで実施していないことを「期待すること」に盛り込まれているというのが、非常に違和感があります。誤解を招く部分もあると思いますので、掲載する場所としては、「権利擁護支援について必要なこと」にさせていただいた方が良いと思います。また、法人後見についての項目がありますが、選択肢の中で「練馬区社協が法人として成年後見人を受任」というのも、人員体制もありますので、ここは社協の受任ありきというように記載するのはいかがなのかと思います。

管理課長 現在、法人での法定後見は、基本的には社協さんでしかやっていないというような状況があるという一方で、法人後見に関しては、障害者の制度利用促進という意味でも潜在的なニーズがあるという面もあって記載させていただきましたが、内容は検討したいと思います。

部会員 前回の説明では、社協さんの法人後見については困難事例しか受けないというような説明だったと思うのですが。

管理課長 現在はそのように運用しているところですが、将来的にはそうとも限らないと思っています。

部会員 親としては期待が大きく、すぐに法人後見してもらえるものだと思って連絡をしたら、そうではなかったとがっかりされたというようなことがありました。

部会員 権利擁護センターに期待というのはありがたいことではありますが、社協で実際に実施していない事業のことを記載して期待され過ぎても、今の時点では応えようがないというところ。掲載するのであれば、「権利擁護支援について」の項目として挙げていただきたいと思います。

管理課長 これは、権利擁護センターを運営していくにあたって、このような機能が期待されているということであれば、区としてはそれを実現すべく進めていくということになると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

部会長 アンケート項目については、これから多少の修正をしたり文言や項目を変えたりということは可能なのでしょうか。

管理課長 文言の調整は可能と考えております。

部会長 わかりました。潜在的ニーズをきちんと把握するというのも先ほどお話がありましたので、それもアンケートとして大事な部分かと思えます。一方で、現状と誤解が生じてしまうとアンケートの意味が難しくなるということもあります。その辺りを区と社協とで協議をしていただくということは可能ですか。

管理課長 調整させていただきたいと思います。

部会長 では、よろしく願います。他の方はいかがでしょうか。

部会員 アンケートの中で、区民同士の支え合いや地域活動についてなどがありますが、この中で、例えば「ネリーズをご存じですか」というような項目があると良いのではないかと思います。せっかくネリーズが練馬区にありますから、あまり活動の実態がよく分からないというようなことも出てくるかもしれませんし、ネリーズがあつて助かっているということもあるでしょうし、ネリーズをもっと広げていくということも必要かと思いません。

管理課長 ネリーズの活動については、一義的には社協さんの事業と考えているので、それについて練馬区が直接的に尋ねることはなかなか難しいかと思っております。

部会長 直接、固有名詞として聞くかどうかは難しい部分もあるかと思うのですが、地域福祉に関する質問の項目もありますし、住民同士の助け合いや支え合いということについてどの程度関心があるかとか、必要性をどう考えているかというのは、ぜひ聞いていただくというのも良いかと思えます。これも併せてご検討いただければと思います。他はいかがですか。

部会員 重層的支援体制整備事業で、「アウトリーチ支援や参加支援など、5つの事業を一体的に実施する」ということについて、アウトリーチというのは、申請されてからではなくてこちらから出向いていくという流れかと思いますが、誰が支援を必要としているかということについてはプライバシーの問題もあると思います。その辺りは、どのようにお考えでしょうか。

管理課長 確かにプライバシーの問題もあります。ただ、地域のつながりの中で、支援が必要なのではないかと、お困りなのではないかというのが見受けられた場合に、いかに支援していくかというところで、アウトリーチはその一つの手法であり、今年度から区の実情に合わせて進めているところです。

部会員 2、3年程前から、ヤングケアラーが非常に問題視されるようになっていますが、そういった状況はどのように情報が上がってくるのですか。

管理課長 ヤングケアラーに関しては、お子さんからの教育機関への相談というのが最も多い状況と考えております。なかなか状況が見えにくいものなので、区でも実際に実態調査を行うなどしておりますが、民生委員などからそのような情報が上がったということよりも、ご本人から相談というのが、発見としては最も多いのではないかと思います。

部会員 本当は支援が必要でも見えてこないということがあるので、どのように支援していくのかというのはこれからの課題だと思います。

管理課長 おっしゃるとおりだと思います。社協さんで、地域とのつながりや、ボランティアセンターなどで地域の福祉についての支援を実施されているので、支援のノウハウがあるのではないかとということで、この重層的支援体制整備事業についての委託をさせていただいているところです。

部会員 ひきこもりなどについて、特に親御さんから相談を受けることが多いのですが、ひきこもりの方々がすぐに働けるかということとそう簡単なことではありません。どう一歩踏み出すかということ、本人に寄り添いながら進めていくことが大事だと思っています。地域に出向いて、民生委員さんや地域で活動されている皆さんなど、地域の情報がある

方々とつながっていきながら情報を得て、また、社協の強みである地域のネットワークを生かして、その方の一步を応援していきたいと思えます。このようなご相談を受けているとかお困りの方がいらっしゃるというのがあれば、ボランティアセンターにお問い合わせいただければと思えますので、よろしくお願ひします。

部会長 ありがとうございます。本日こちらにお集まりの皆様のところでも、それぞれ困難な状況があるかと思えます。どのようにしてつないでいて解決に導びけるかというところかと思えますので、ご理解をお願ひいたします。

他はいかがでしょうか。

部会員 区民の方に対するニーズ調査の数について、3,000人ということですが練馬区全体からして少ないように感じたのですが、回答率はどれくらいを見込んでいるのでしょうか。

管理課長 前回のデータは手元にはないのですが、今回は、前回調査にはなかったインターネットでの回答を加えています。これによって、アンケートの回答率が相当上がることを見込んでいます。送付する数について、3,000人という数値は、統計上、有意な結果が把握できる抽出数となっています。

部会員 18歳以上で無作為ということなので、年齢的に偏りが出るといふことはないのでしょか。

管理課長 年齢などについては、区の実態に近い構成で調査いたします。

部会員 送る時点で、その辺りはある程度調整されているということですね。わかりました。

部会長 他はいかがでしょうか。

部会員 一つ戻るのでありますが、重層的支援で、今後の取組みにもある「中高年のひきこもり」についてです。私どものセンターでは匿名で電話相談を受けているのですが、なかなか、ご自身でひきこもっていることをおっしゃる方は少なく、こちらから出向いていくかといつてもなかなかそうもいかないことがあります。そこで、近所でどうしているかといふと、地域包括支援センターの方が噂や相談を聞いて訪ねていくといふような形を取っているそうです。そのため、私どもの相談員は電話相談を受けたときに、「何かあったらご自身の地域の包括支援センターにご相談いただくと良いですよ」とアドバイスしていますが、何でも包括に振ってしまふと、包括の負担がかなり厳しいといふ声があります。ですので、アウトリーチ支援といふのは、個人情報のことも含めて難しい問題といふのは感じてはおりますが、社協さんや包括だけではなくて他の機関などとも分業していただくのが良いと感じました。

高齢者支援課長 今お話しいただいたように、中高年の方のひきこもりや8050問題は、支援の入り口として、地域包括支援センターの窓口から情報を把握するといふのは良くあるパターンと考えています。複合的な課題を抱えている方のご相談が増えているということもあり、区だけではなかなか支援が難しいような場面も多いと、区としても受け止めております。まさに地域で活動しているNPO団体などの方々とも協働しながら、そういった課題に取り組んでいく必要があるといふところですよ。

また、現在、高齢について次期計画の検討を進めており、来年度からは第9期高齢者保健福祉計画が始まる予定です。そちらの計画の検討の中で、地域包括支援センターが、

もう少し地域の方々とネットワークを強く構築できるように体制を強化するというのも検討課題に挙がっております。今お話いただいたようなご意見や課題を踏まえて取組みを進めていきたいと考えています。

部会員 ありがとうございます。

部会員 私どもは、現在、法人として任意後見を受任しているのですが、任意後見についてのニーズがアンケートには含まれていないと思いました。先ほどの相談状況などでは任意後見に対するニーズが高まっているというお話があったと思うのですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

管理課長 任意後見について、社協さんの相談の内容からも、関心が高まっていると考えられますので、項目に追加できるか検討したいと思います。

部会長 もし必要ということであれば追加していただくなど調整を図っていただけると良いと思います。

私から1点、再犯防止の部分で、「犯罪をした者」というこの表現が気になりました。このアンケートは区民の方々もご覧になるので、どのような印象を受けるかということを少し考えていただけると良いかと思います。お願いいたします。

では、次の議題に移ります。続いては、地域福祉計画推進委員会の権利擁護部会のスケジュールということで、事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料5 開催スケジュールについてご説明いたします。一番上に記載の親会は、令和5年度は3回、令和6年度は6回を予定しております。その下の部会、黄色が権利擁護部会のスケジュールになります。権利擁護部会は、令和5年度は3回を予定しています。令和6年度は策定年度となりますが、6年度も3回の開催を予定しています。令和6年度の第2回部会で部会の意見をまとめていただいて、その後、11月の第3回部会で素案を確認いただき、パブコメへと進みます。その後、1月の最後の親会で計画案の確認をしていくという流れになっております。簡単ですがスケジュールは以上です。

部会長 ありがとうございます。何かご質問などがある方はいらっしゃいますか。

(なし)

部会長 では、本日の議案は以上になります。全体をとおして何かありますでしょうか。

管理課長 先ほどの資料4-4、5、6のアンケートなのですが、表題の「練馬区の地域福祉を推進するためのアンケートご協力をお願い」というところで、別の部会から、堅苦しくてなかなか答えにくいのではないかというご意見をいただきました。まだ決定はしていませんが、ここは、もう少し柔らかく、親しみが持てるような言い回しに変えたいと思っております。

部会長 ぜひ、区民の方々に積極的にご回答をいただけるようお願いしたいと思います。

それでは、次回の開催ですが、次回は10月30日になります。よろしくお願いいたします。

最後に、副部会長からご挨拶をお願いいたします。

副部会長 前回の会議でお願いさせていただいた送付先のワンストップについて、着々と検討されているというのを聞いて、非常に嬉しく思いました。本当に小さなことですが、これは専門職だけではなく、市民後見人等すべてが影響を受ける大切なところだと思います。できるだけ早急に形になれば良いと思います。また、申立費用の助成や報酬助成につ

いて、練馬区が今充実しているのは、専門職の報酬だけということで、首長申立に至らない人たちへの申立費用の助成がない状況です。そこでつまり、制度が利用できないという入り口の問題も意識していただけたら幸いです。私からは以上です。

部会長 ありがとうございました。この場で意見をいただき、事務局の方がその後フォローをしていただくというのはとても大事なことかと思しますので、また引き続き皆様と一緒に進めてまいりたいと思います。本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。